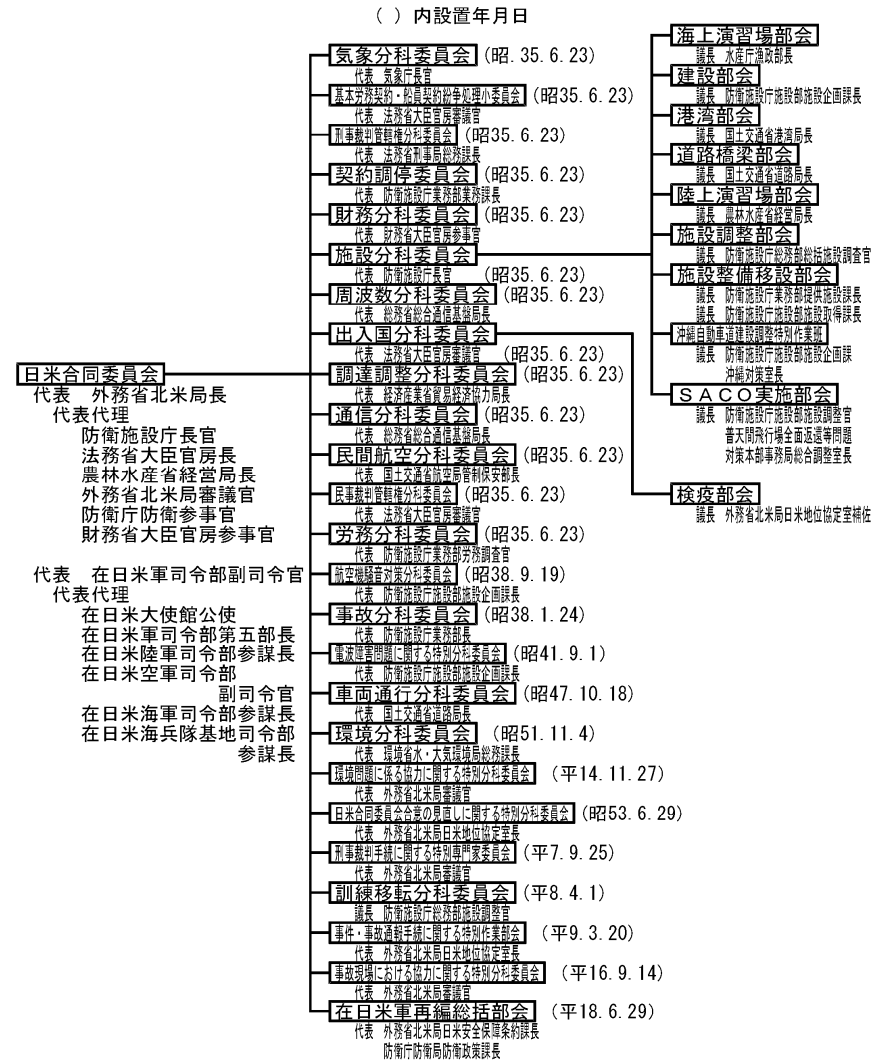


資料 VI-1 日米合同委員会組織図

[P 3、P174 参照]

(平成18年7月現在)

VI 資料編



注・外務省 Web ページによる

資料 VI-2 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第3

回施設調整部会の概要

[P12 参照]

- 1 昨年7月18日の第2回会合においては、米国側から、米国側の諸事情についての説明が行われるとともに、次のような議論が行われた。
 - (1) 米国側から、合計800戸程度の住宅及びその支援施設の建設がなされれば、上瀬谷通信施設（一部）、深谷通信所及び富岡倉庫地区については、将来の住宅用地としての利用計画がなくなることから、また、根岸住宅地区については、移設先が確保できることから、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、これらの施設・区域の返還について考慮することが可能となると考えているとの発言があった。
 - (2) これに対し、日本側から、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、直ちに返還してほしい旨述べるとともに、住宅建設については、地元自治体の理解を求める必要があるとの考え方を示した。
 - (3) 以上の状況を踏まえ、日米双方で協議した結果、地元自治体の理解を得て、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域において、これらの住宅及びその支援施設を建設することが適切であるという点で日米間の認識が一致した。
 - (4) 日本側から、今次協議の状況を関係部局に伝達するとともに、特に住宅建設の問題については、関係自治体と調整することとし、その調整状況を説明する旨発言した。
- 2 今回の会合においては、まず日本側から、第2回会合の協議内容に係る関係自治体との調整状況として、下記のとおり関係自治体の考え方を説明した。
 - (1) 横浜市長は、返還される施設・区域及び返還される面積の増並びに緑の保全と住宅建設戸数の削減等について新たな提案を行うとの声明を発表し、この提案について国が調整し、その結果をみて、米軍住宅等の建設にかかる具体的協議を開始する用意があるとの考えを表明。返還される施設・区域及び返還される面積の増：上瀬谷通信施設の全部返還、池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地の返還、小柴貯油施設の返還)
 - (2) 神奈川県は、横浜市の提案について真摯に検討するよう国に働きかけていくとともに逗子市の理解が得られるよう努力することも国に求めていく考え。
 - (3) 逗子市は、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の逗子市域と横浜市域とは一体であり、過去の住宅建設に係る国と逗子市との調整経緯を踏まえれば、たとえ横浜市域といえども住宅を建設することは約束違反であり反対するとの考え。
- 3 さらに日本側から、横浜市長声明を別紙のとおり紹介し、日本側としては、本件協議で対象となっている施設・区域が所在する横浜市の新たな提案を重く受け止めており、地元の理解を得るためには同市の新たな提案に対する十分な配慮が必要である旨、また逗子市に対しても引き続き理解を求めていく考えである旨発言した。
- 4 日米双方で協議した結果、次の諸点について日米間の認識が一致したところであ

る。

- (1) 施設・区域の返還に関し：
 - ア 本件協議内容が日米合同委員会により最終的に承認されれば、個々の施設・区域における現在の使用が終了した時点で、以下の施設・区域については、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。
 - ① 上瀬谷通信施設（一部）
 - ② 深谷通信所
 - ③ 富岡倉庫地区
 - ④ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域の飛び地部分（約1.2ヘクタール）
 - イ 根岸住宅地区については、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設が完了した時点で返還される。
 - ウ 上瀬谷通信施設の残余部分（住宅及び支援施設が所在する地区等）については、現在の使用が終了し、それによりその必要性がなくなった時点で、返還に向けた手続きが開始される。
 - エ 小柴貯油施設については、他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要性がなくなった時点で返還されることとなる。
当該施設・区域の一部については、米側は、早期返還の達成に向けて、所要の措置をとる。
 - (2) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設に関し：
 - ア 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設に伴う改変面積については、同施設の横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。
 - イ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設については、住宅建設戸数を700戸程度に縮減した上で、住宅及びその支援施設を建設する。
- 5 今後は、今回の協議内容について関係自治体に説明し理解が得られるよう努めるとともに、特に横浜市の理解を得て、住宅及びその支援施設の具体的な建設計画の策定に着手することとする。
なお、今回の施設調整部会での協議内容については、日米合同委員会に報告することとし、その後は、日米合同委員会及びその下部機関で所要の調整・手続が進められることとなる。

資料 VI-3 日米同盟：未来のための変革と再編(抜粋) [P15 参照]

2005年10月29日

ライス国務長官
ラムズフェルド国防長官
町村外務大臣
大野防衛庁長官

III. 兵力態勢の再編

双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持すると共通のコミットメントにかんがみて、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について検討した。安全保障同盟に対する日本及び米国における国民一般の支持は、日本の施設・区域における米軍の持続的なプレゼンスに寄与するものであり、双方は、このような支持を強化することの重要性を認識した。

1. 指針となる考え方

検討に当たっては、双方は、二国間の役割・任務・能力についての検討を十分に念頭に置きつつ、日本における兵力態勢の再編の指針となるいくつかの考え方を設定した。

- アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスは、地域の平和と安全にとって不可欠であり、かつ、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。日本は、自らの防衛について主導的な役割を果たしつつ、米軍によって提供される能力に対して追加的かつ補完的な能力を提供する。米軍及び自衛隊のプレゼンスは、地域及び世界における安全保障環境の変化や同盟における役割及び任務についての双方の評価に伴って進展しなければならない。
- 米軍施設・区域が人口密集地域に集中している場所では、兵力構成の再編の可能性について特別の注意が払われる。

2. 再編に関する勧告

● 米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間の在日米陸軍司令部の能力は、展開可能で統合任務が可能な作戦司令部組織に近代化される。改編された司令部は、日本防衛や他の事態において迅速に対応するための追加的能力を有することになる。この新たな陸軍司令部とその不可分の能力を収容するため、在日米軍施設・区域について調整が行われる。また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に運用する陸上自衛隊中央即応集団司令部をキャンプ座間に設置することが追求される。これにより司令部間の連携が強化される。この再編との関連で、キャンプ座間及び相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用の可能性が探求される。

● 空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐

米空母及び艦載機の長期にわたる前方展開の能力を確保するため、空母艦載ジェット機及びE-2C飛行隊は、厚木飛行場から、滑走路移設事業終了後には周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で安全かつ効果的な航空機の運用のために必要な施設及

び訓練空域を備えることとなる岩国飛行場に移駐される。岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、以下の関連措置がとられる。

- 海上自衛隊E-P-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場から厚木飛行場への移駐。
- すべての米海軍及び米海兵隊航空機の十分な即応性の水準の維持を確保するための訓練空域の調整。
- 空母艦載機離発着訓練のための恒常的な訓練施設の特定。それまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する。日本国政府は、米海軍航空兵力の空母艦載機離発着訓練のために受け入れ可能な恒常的な訓練施設を提供するとコミットメントを再確認する。

資料 VI-4 再編実施のための日米のロードマップ(抜粋) [P 16 参照]

平成 18 年 5 月 1 日

ライス 国務長官
ラムズフェルド 国防長官
麻生 外務大臣
額賀 防衛庁長官

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005 年 10 月 29 日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

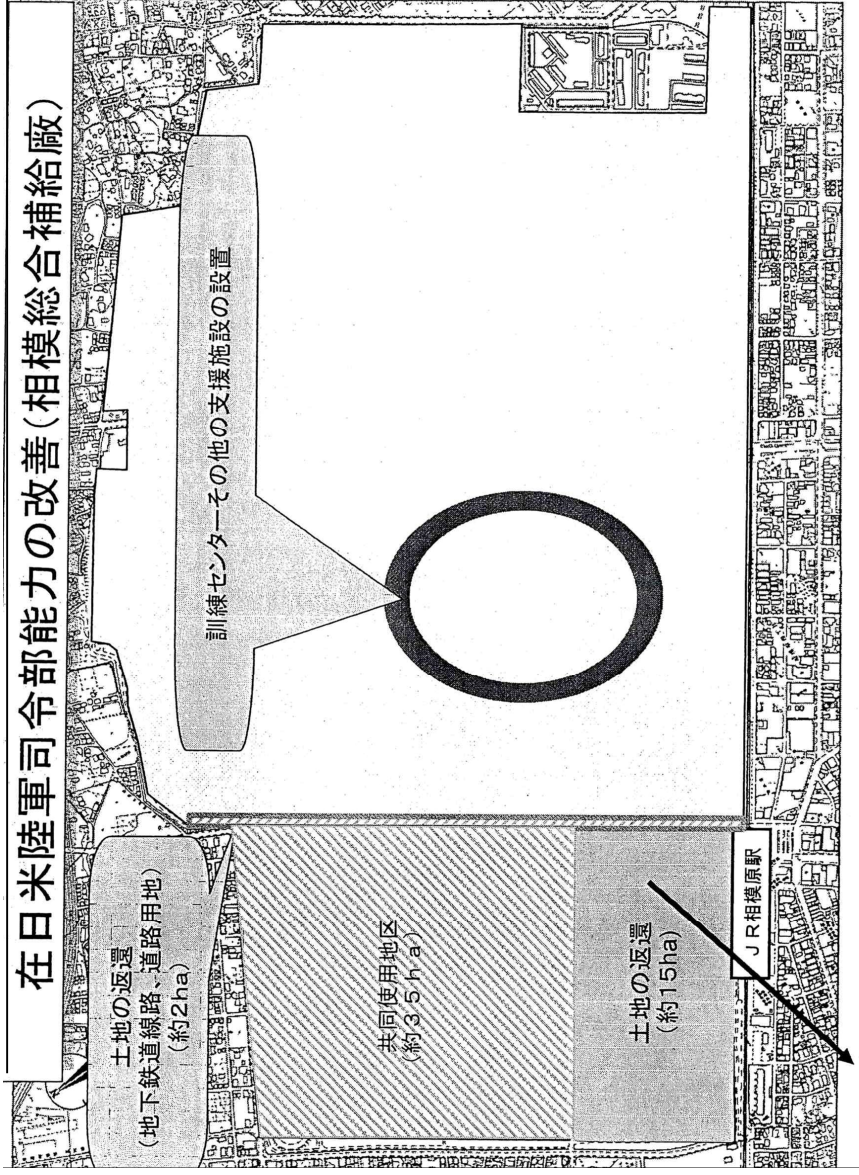
2. 米陸軍司令部能力の改善

- キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008 米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012 年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。
- 在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
- この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
 - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約 15 ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約 2 ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
 - 相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約 35 ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要な時を除き、地元の使用に供される。
 - キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1 ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第 5 空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C 及び C-2 航空機から構成され、(1) 必要な施設が完成し、(2) 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014 年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊 E-P-3、O-P-3、U-P-3 飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を 2009 年 7 月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。

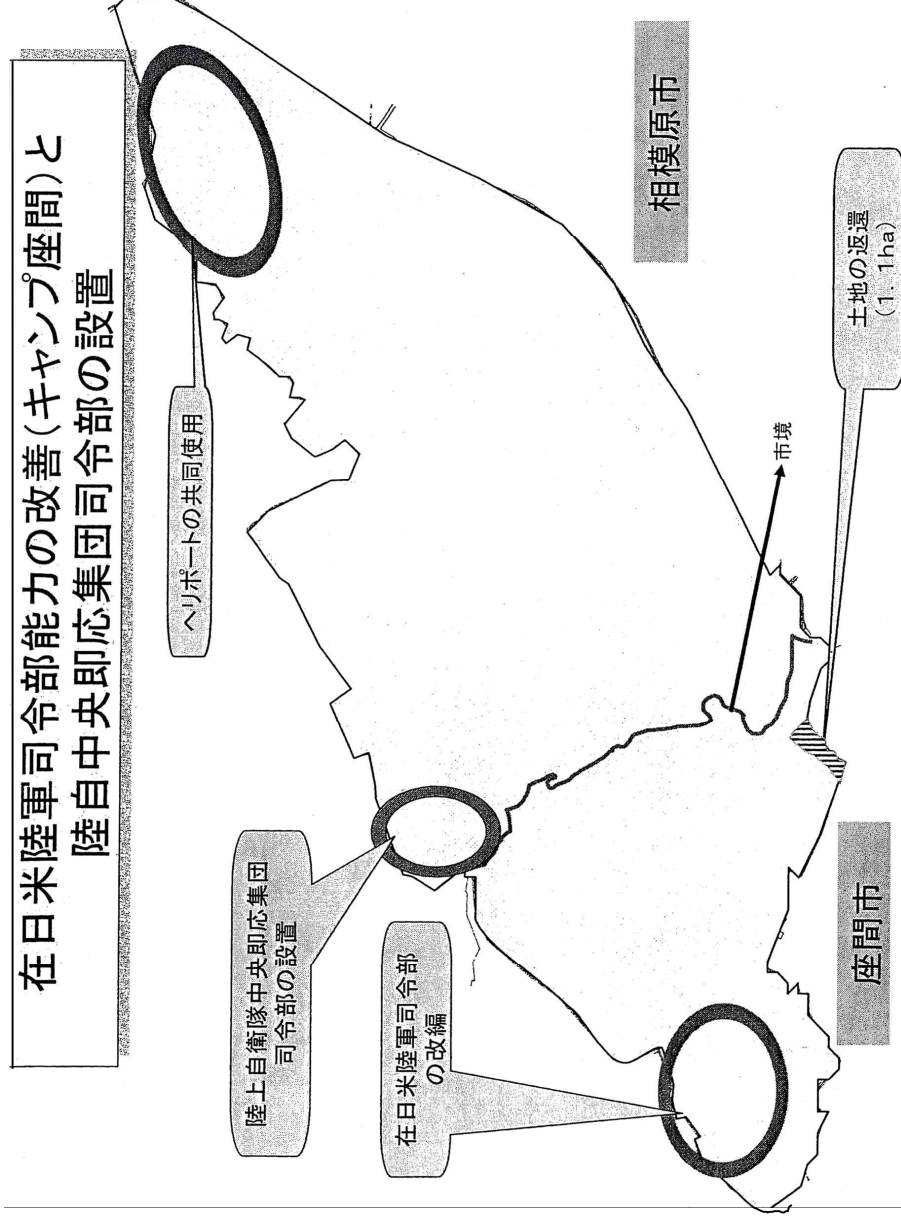
資料 VI-5 在日米軍の兵力体制の再編(相模総合補給廠)



米軍住宅を相模原住宅地区に移設

注・横浜防衛施設局提供資料

資料 VI-6 在日米軍の兵力体制の再編(キャンプ座間)



注・横浜防衛施設局提供資料

